

岡崎東病院契約書

岡崎東病院介護療養型医療施設（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対しておこなう介護療養型医療施設サービスについて、次のとおり契約します。

第 1 条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法の趣旨にしたがって、介護療養型医療施設サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条（契約期間、更新等について）

- 1・この契約の契約期間を基本的に3ヶ月（要介護認定の見直し期間）とし、平成12年4月1日より利用者の要介護認定の有効期間を考慮し、利用者又は代理人と協議のうえ決定するものとします。

なお、契約満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

ただし、痴呆症状の悪化、病状の変化などにより事業者が利用者に対して施設管理上対応不可能と判断した場合には、契約期間内であっても利用者及び代理人と協議のうえ契約の解消を決定するものとします。

第 3 条（施設サービス計画）

- 1・利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護療養型医療施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- 2・利用者および代理人より要望のあった場合には、必要に応じて施設サービス計画を変更することもあります。

第 4 条（介護療養型医療施設サービスの内容）

- 1・事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し、居室、食事、介護サービス、その他介護保険法の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態に応じて適切なサービスを提供します。

第 5 条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1・事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2・事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第 6 条（サービス提供の記録）

- 1・事業者は、介護療養型医療施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後 2 年間保管します。
- 2・利用者は、当該利用者に関する第 1 項に関する第 1 項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第 7 条（料金）

- 1・利用者は、サービスの対価として〔契約書別紙〕に定める利用単位毎の料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2・事業者は、当月の料金の合計額を請求書に付して、翌月 10 日までに利用者へ通知します。
- 3・利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに支払います。
- 4・事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行します。

第 8 条（契約の終了）

- 1・利用者と事業者との協議の上、両者の合意の上、この契約を解約することができます。
- 2・次の事由に該当した場合、事業所は利用者に対して、30 日間の予告をおいて文書で通知することにより、この契約を解除する事ができます。
 - イ 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう督促したにもかかわらず 10 日間以内に支払われない場合
 - ロ 利用者が、事業所やサービス従業者または他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - ハ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
 - ニ 病状変化に伴い、急性期医療が必要になるなど当施設管理上困難な場合、事業者はこの契約を解約できます。
- 3・利用者が、要介護認定の更新で非該当（自立または要支援 1 及び 2）と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4・次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - イ 利用者が他の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法人博報会以外の医療施設等に転出（入所）した場合
 - ロ 利用者が退院された場合（在宅へ移行または死亡した場合）

第 9 条（退院時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退院する際には、利用者およびその家族の希望、利用者が退院後に置かれる事となる環境を勘案し、円滑な退院のために必要な援助を行います。

第 10 条（財産の管理）

当施設は、利用者の財産を管理する義務を負わないものとします。

第11条（身体拘束）

- 1・ 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、主治医が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。
- 2・ 当施設は前項の規定する緊急やむを得ない場合において利用者の行動を制限する行為を行なうときは、事前又は事後すみやかに利用者及び保証人に対して、かかる制限を行なうこと、制限の方法、及び制限を必要とする理由を説明し、利用者又は保証人の同意を得るものとします。
- 3・ 緊急やむを得ない場合において、当施設が必要最小限度の範囲で利用者の行動を制限する行為を行なったとき、この行為により利用者に損害が発生した場合であっても、当施設はその責任を負わないものとします。

第12条（秘密保持）

- 1・ 事業者および事業所に従事する者は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は契約終了後も同様です。

第13条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第14条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡する等必要な処置を行います。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1・ 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2・ この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

なお、利用者様（又はその代理人）は、本契約の締結にあたって、岡崎東病院から介護療養施設サービスに関する「重要事項説明書」の説明を受けました。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名 _____

事業者

< 事業者名 > 岡崎東病院指定介護療養型医療施設

< 指定番号 > 2312102052

< 住 所 > 岡崎市洞町向山16番地2

< 代表者名 > 院長 鈴木正博 印

利用者

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ 印

代理人（続柄） _____

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ 印